

Title	インドネシアにおける矯正保護実務の現状(一)
Sub Title	Institutional and Non-Institutional Treatment of Offenders in Indonesia (1)
Author	太田, 達也(Ota, Tatsuya)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1993
Jtitle	法學研究：法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.66, No.7 (1993. 7) ,p.60- 100
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19930728-0060">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19930728-0060</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

# インドネシアにおける矯正・保護実務の現状（一）

太 田 達 也

- 一 はじめに
  - 二 インドネシアの犯罪者処遇理念
  - 三 施設内処遇制度の概要
    - 1 自由刑の法的根拠
    - 2 刑事施設及び受刑者の収容状況
    - 3 施設内処遇制度
      - (1) 分類処遇・累進処遇
      - (2) 開放的処遇
      - (3) 刑務作業
      - (4) レミッション
    - 4 各種受刑者の処遇
      - (1) 少年受刑者及び保護少年の処遇
      - (2) 外国人受刑者の処遇
  - 5 施設内処遇の実施を巡る諸問題………（以上本号）
- 四 社会内処遇制度の概要
    - 1 社会内処遇を取り巻く環境
    - 2 社会内処遇制度
      - (1) 保護観察執行猶予（条件附刑）
      - (2) 仮釈放（条件附釈放）
      - (3) 釈放前帰休
    - 3 社会内処遇の担い手——社会指導少年育成所——
    - 4 社会内処遇の実施を巡る諸問題
  - 五 おわりに——刑法改正の動向について——………（以上八号・完）

一 はじめに

インドネシアでは、スハルト大統領による新秩序 (Orde Baru) 体制の下、五か年計画を基調とする「開発」(Geri-bangunan) 政策が推し進められ、一定の経済成長を遂げつつあるが、その一方で、開発に伴う様々な社会問題が表面化してきており、犯罪問題も、また、そうした社会問題の一つとして、実務家や研究者のみならず、一般市民やマスコミの関心を集めるに至っている。特に、近年は、犯罪の凶悪化、手口の高度化及び国際化の傾向が指摘されており、警察以下、刑事司法機関による効果的な対策が望まれるとともに、有効な犯罪者処遇制度の確立が課題とされている。

しかし、他方、インドネシアでは、独立から半世紀近くたった今日でさえ、オランダ植民地時代の法律を適用している例が少なくなく、刑事法の分野でも、刑法典や監獄規則といった基本法規は、依然として植民地時代の法令を翻訳し、部分的に改正したものが原典とされているため、<sup>(1)</sup> 現行の司法制度とそぐわないばかりか、今日の犯罪情勢や処遇理念に応じた犯罪者処遇を実現する上で相応しいものとはいえなくなっている。現在、司法省は、一九六四年に採択した犯罪者の改善や社会復帰を標榜する新しい犯罪者処遇理念に基づきながら、法制度の不備は、大臣決定や規則といった下級法令で補いつつ、制度の改革を進めている。しかし、多くの法令が錯綜し、その改廃も秩序だつて行われていないばかりか、時の情勢に応じて頻りに改正されるため、現在の制度の正確な内容を把握することすら難しい状況にある。本稿の目的は、まず、そうしたインドネシアの犯罪者処遇制度について、矯正及び保護の両面から概観した後、制度の抱える問題について明らかにすることにある。こうした作業は、経済面で我が国とも密接な関係のあるアジアにおける一国の刑事司法制度の一端を理解するというだけでなく、近年、我が国で顕在化しつつある外国人犯罪者に対する処遇の問題を考察するにあたっての基礎的な資料を提供するという点においても少なからず意義のあるものと思われる。

(1) 現在、インドネシアで適用されている刑法典は、一九一五年一〇月に公布、一九一八年一月から施行された「蘭領インドのための刑法典」(Wetboek van Strafrecht voor Nederlandsch-Indië) [S. 1915-732 jts. 1917-497, 645] で、インドネシアに進攻した日本軍にオランダが無条件降伏する前日の一九四二年三月八日の段階で効力を有していた条文に、独立後、小規模な改正を施したものである。WIRONO PRODODIKORO, *Asas-Asas Hukum Pidana di INDONESIA* 5-11 (1967), ANDI ZAINAL ABIDIN, *Asas-Asas Hukum Pidana Bagian Pertama 77-96* (1987). 特記、インドネシア独立前後の刑法典を巡る動向については、HAN BING SIONG, *An Outline of the Recent History of Indonesian Criminal Law* (Verhandelingen van het Koninklijk Instituut voor Taal-, Land- en Volkenkunde, 1961) を詳しう。ただし、蘭領インド刑法典の原典はオランダ語であるため、インドネシア語に翻訳されたものが用いられており、現在は、司法省国家法育成局 (Badan Pembinaan Hukum Nasional-BPHN) によって翻訳されたものが一応の公式訳とされている。TIM PENERJEMAH, *Badan Pembinaan Hukum Nasional, Departemen KAHAKIMAN, Kitab Undang-Undang Hukum Pidana* (1988).

## 二 インドネシアの犯罪者処遇理念

インドネシアの犯罪者処遇理念は、「プマシヤラカタン (gemasyarakatan)」という概念に集約することができる。プマシヤラカタンとは、「社会」を意味する “*masyarakat*” を語根とする派生語で、通常「社会化」と訳されている。この理念は、一般に、一九六三年、当時、司法大臣であった故サハルジョ博士によって提唱されたとされているが、実は、それに遡ること八年前の一九五五年、既に、その萌芽ともいえるべきものがみられるのである。同年、東ジャワ州のサラングンにおいて開催された刑務局長会議において、当時、刑務局長であったバハルディン・スルヨプロト氏は、「刑務所における自由刑及びその他の拘禁の執行を巡る諸問題」と題する講演のなかで、受刑者の「再教育」及び「再社会化」の重要性を指摘している。<sup>(2)</sup> これらの概念は刑務作業との関連で言及されたものではあるが、そこには既に、犯罪者処遇における社会化概念の源流を見出すことができる。

かくして一九六三年七月、インドネシア大学法学名誉博士号授与式の際に行なわれた記念講演において、サハルジ博士は、庇護 (pengayoman) のシンボルとされる榕樹(現在の司法省の記章)に言及しながら、自由刑の目的が「社会化」であることを明確に打ち出すに至る。博士は、行動の自由を剝脱することにより受刑者に苦痛を生じさせるだけでなく、受刑者が改悛に至るよう指導し、社会の良き構成員となれるよう教育することが自由刑の目的であると主張し、ここに矯正理念としての、「社会化」が誕生するのである。<sup>(3)</sup> こうした理念は、当時、矯正の分野における世界的趨勢となって既に久しかったものの、依然として刑務所が応報としての刑罰の執行場所であり、また、一定期間犯罪者を社会から隔離するための拘禁施設に過ぎなかったインドネシアにおいて、そうした前世紀的な監獄の概念と決別し、教育及び社会復帰を目的とする新しい制度を構築するための理論的支柱とするところに、このプマンチャラカタン概念提唱の意義があったのである。

このサハルジ博士の矯正理念は、その翌年、西ジャワ州バンドン市郊外のレンバンで開かれた第一回社会化(矯正)局事務会議において、具体的な処遇制度としての概念にまで高められ、そこに制度としての、「社会化」が成立することになる。つまり、サハルジ博士が唱えた社会化概念が自由刑の目的であり、犯罪者処遇の基本的理念であったのに対し、レンバン会議において採択された社会化概念は、そうした基本的理念を実務において実現するための制度としての内容を有していたのである。<sup>(4)</sup> 会議の結果、この犯罪者処遇制度としての社会化、すなわち社会化制度 (sistem pemasyarakatan) は、以下の一〇の原則に立脚するものとされた。<sup>(5)</sup>

- ① 受刑者が善良で有益な社会構成員としての役割を果たすことができるよう庇護し、生活手段を提供する。
- ② 刑罰の付加は、国家による復讐行為ではない。このことは、処分、処遇、言葉、待遇方法又は配置の形をとるものに、受刑者及び保護少年に対する虐待があつてはならないということを意味する。受刑者及び保護少年によって体験される唯一の苦痛は、自由な社会における行動の自由を剝脱されることだけであるべきである。

- ③ 受刑者が改悛するよう、虐待ではなく指導を行なう。受刑者に生活及び人生の諸規範に関して理解させ、また、社会生活の感覚を養うため、受刑者を様々な社会活動に参加させる。
- ④ 国家は、例えば、重い犯罪を行なった受刑者や保護少年を軽い犯罪を行なった者と一緒にするなどして、受刑者を刑を受ける以前よりひどく、又はより悪しき者にする権利を有していない。
- ⑤ 行動の自由を剥脱されている間、受刑者及び保護少年は社会との関係を保たなければならない。社会から隔離されてはならない。特に、社会との交流は、自由な社会構成員の社会化施設への篤志訪問や友人や家族とのより多くの面会の機会という形において実現され得る。
- ⑥ 受刑者や保護少年に課される作業は、単なる時間潰しといった性質のものであってはならない。また、特定の時期における国家の任務や利害に係わる必要性を満たすための作業を課することも許されない。課される作業は、社会に存在する職業と同じもの、例えば、食料増産事業といった国家の開発を支えるものでなければならない。
- ⑦ 受刑者及び保護少年に行われる指導及び教育は、パンチャシラ (Panastia)<sup>6)</sup> に基づくものでなければならない。とりわけ、このことは、受刑者に対し、精神的な強さを養うため、精神教育及び礼拝を行う機会とともに、相互扶助 (Kegolongroyongan) の精神、寛容の精神、家庭的精神を養うものでなければならないということの意味する。
- ⑧ 道を踏み誤った人としての受刑者及び保護少年は、人間であり、人間として扱われなければならない。人間としての尊厳と感情は尊重されなければならない。
- ⑨ 受刑者及び保護少年は、体験され得る唯一の苦痛として自由を剥脱される刑を科されるに過ぎない。
- ⑩ 社会化制度においては、社会復帰、矯正及び教育の機能を支持し得る手段を整備し、発展させる。
- 五〇年代半ばから六〇年代にかけてのインドネシアにおけるこうした社会化概念の成立過程において、当時の国連や諸外国における犯罪者処遇を巡る動向の影響があったことは想像に難くない。しかし、ここで注意しなければなら

ないことは、インドネシアにおける社会化概念は、アメリカを中心に発展し、後に批判されることとなった医療モデルに基づく社会復帰思想とは明らかに異質のものとして捉えられているということである。すなわち、社会化とは、「犯罪者と社会の関係の統一性の回復」<sup>(7)</sup>を意味し、犯罪者と社会（一般市民）は施設の職員を仲介として積極的に関係の回復に参加するものとされているのであって、決定論的視野に立ち、悪しき傾向を有する「患者」としての犯罪者を「治療」するが如く、犯罪者への一方的な働き掛けにより、その社会復帰を目指すことを内容とする医療社会復帰モデルとは異なるというのがインドネシアにおける一般的な認識であるといえよう。<sup>(8)</sup>しかし、アメリカでも、その後医療モデルに立脚する社会復帰理念に対し様々な反省や批判が加えられ、社会復帰理念も複数の次元で捉えられるようになっていくことから、インドネシアの社会化概念を特に一般の社会復帰理念と区別して論ずることの意義はあまりないように思われる。

また、社会化概念の導入に伴い、インドネシアの刑事施設は、従来の刑務所（*penjara*）から社会化施設（*Lembaga Pemasyarakatan—LP*）へとその名称が改められている。しかし、社会化が犯罪者の社会への再統合を目的とするものであることから、それは単に刑事施設内での処遇によってのみ実現するものではなく、保護観察といった施設外での処遇も重要なプロセスを構成することになる。つまり、社会化制度とは、施設内処遇及び社会内処遇ともに包摂する概念なのである。

(2) R. ACHMAD S. SOEMA DI PRADYA & ROMLI ATMASAMITA, *SISTEM PEMASYARAKATAN DI INDONESIA 5-12* (1979) [hereinafter cited as Soema & Romli].

(3) *Id.* at 12-13.

(4) *Id.* at 13-16.

(5) 社会化の原則に関する記述には幾つかのものがみられるが、本稿では、以下の文献によった。DIREKTORAT JENDERAL PEMASYARAKATAN, DEPARTEMEN KEHAKIMAN, DARI SANGGAR KE SANGGAR—SUATU KOMITMEN PENGAYOMAN 9-11 (1979).

(6) インドネシアの国是で、唯一絶対神への信仰、公平且つ文化的な人道主義、インドネシアの統一、協議と代議制において英知によって導かれる民主主義、インドネシア全国民に対する社会正義の五原則から成る。一九四五年、スカルノによって提唱され、同年に制定されたインドネシア共和国基本法(四五年憲法)の前文に盛り込まれている。パンチャシラについては、*See, e. g.,* KIRDI DIPONDJO, *PANCASILA—ARTI DAN PELAKSANAANNYA* (1979).

(7) *Bahudin Suryobroto, Sistem Penasjarakan Indonesia—Suatu Pandangan Lintas*, 6(2) *BAHANA* 21, 22-24 (1984).

(8) *Soema & Romli, supra note 2, at 19.*

### 三 施設内処遇制度の概要

#### 1 自由刑の法的根拠

インドネシア現行刑法典(KUHHP)は、主刑(*pidana pokok*)として、死刑(*pidana mati*)、重懲役(*pidana penjara*)、軽懲役(*pidana kurungan*)、罰金(*pidana denda*)、禁錮(*pidana tutupan*)の五つを規定しており(二〇条a号)。(このうち重懲役、軽懲役、禁錮の三種類が人の身体を拘束することを内容とする自由刑(*pidana perampasan kemerdekaan*)を構成している。)

重懲役には無期と有期の二種類があり(二二条二項)、有期の場合、刑期は原則として一年以上一五年以下である(同二項)。但し、死刑、無期若しくは有期の重懲役の間、又は、無期若しくは有期の重懲役の間において処断することができる重罪事件の場合、又は、併合罪加重、累犯加重、若しくは公務員に対する特別加重により刑の長期が一五年を超える場合には、二〇年までこれを加重することができる(同三項)。しかし、如何なる場合にも二〇年を超えることはできない(同四項)。これに対し、軽懲役は、一般に過失犯や法益侵害の小さい軽罪に対する自由刑として規定されており、重懲役に比べ刑期が短く、原則として一日以上一年以下である(二八条一項)。但し、併合罪加重、累犯加重、

又は公務員に対する特別加重の場合は、一年四月まで加重することができる(同二項)。また、罰金を完納することができる(三〇条二項以下・三一条)。これら重懲役及び軽懲役に処せられた者には、定役すなわち刑務作業が課せられるが、軽懲役の場合はより軽度な作業が課せられるものとされている(二四条・一九条)。

一方、禁錮は、当初、刑法典には規定されておらず、一九四六年の法律第二〇号<sup>(9)</sup>によって新たに主刑に加えられたものである。これは政治犯や思想犯に対する、いわゆる名誉拘禁の思想に基づくものであり、重懲役が法定されている重罪事件において犯人の名誉を保護するのが相当と判断する場合、裁判官は重懲役に替えて禁錮を科すことができる(同法二条)。禁錮受刑者も原則として一定の作業につくことを義務付けられているが、請求により定役の免除を受けることも可能である(同法三条)。この点、禁錮受刑者に対しては原則として定役を課さず、請求により請願作業を認める我が国の禁錮とは、原則と例外が反対になっている。禁錮については、重懲役に関する一般規定の適用を受ける外、一九四八年の政令第八号<sup>(11)</sup>が執行場所及び執行方法について規定している。同政令によると、禁錮は、通常の刑事施設とは異なるより条件の良い施設においてこれを執行するものとし、食事や衣服等収容環境に関しても一般の懲役受刑者よりも良い待遇が保証されている<sup>(12)</sup>。ただ禁錮刑の適用された事例は現在までほとんどなく、文献による限りでは、一九四六年のいわゆる「七月三日事件」の首謀者等に対する一九四八年五月二七日最高軍事裁判所による判決が唯一の適用例であるといわれている<sup>(13)</sup>。

これら自由刑の執行方法などを具体的に定めた法規に、一九一七年の監獄規則 (Reglemen Penjara, Geestichtenreglement)<sup>(14)</sup>がある。しかし、そもそも、この法律は、独立後の国民議会 (Dewan Perwakilan Rakyat—国会にあたる)によって制定されたインドネシアの固有法ではなく、オランダ植民地時代に制定され、今日まで効力を有しているものである。既に制定から七十余年もたっているばかりか、その間にインドネシアは独立という劇的な変化を体験し、国家

体制や司法制度から社会情勢に至るまで著しい変化を遂げているため、同規則の内容は既に現在の状況とはそぐわないものになってしまっている。特に、矯正・保護の分野において、インドネシアは、一九六四年以降、「社会化制度」と呼ばれる新たな処遇理念に基づいた制度を採用するに至っており、この点でも、こうした新しい制度を前提とした監獄規則はもはやその存在意義を失っているといえよう。現在は、こうした法的基盤の不備を補うべく、大臣規則や決定といった多くの下級法令で実務を運用しながら、矯正基本法規の整備を急いでいるところである。<sup>(15)</sup>

## 2 刑事施設及び受刑者の収容状況

インドネシアにおける犯罪者処遇は、司法省社会化総局 (Direktorat Jenderal Pemasyarakatan) の所管に属している。司法省の内部部局である四つの総局（法及び立法、一般司法機関育成、社会化、入国管理）のうちの一つである社会化総局<sup>(16)</sup>は、我が国の法務省矯正局及び保護局に該たり、受刑者、保護少年及び未決拘禁者の処遇並びに押収物の管理を主管事務としている。社会化総局の下には、総局官房の外、社会化施設内処遇局 (Direktorat Pembinaan Dalam Lembaga Pemasyarakatan)、社会化施設外処遇局 (Direktorat Pembinaan Luar Lembaga Pemasyarakatan)、少年社会化施設内処遇局 (Direktorat Pembinaan Dalam Lembaga Pemasyarakatan Untuk Anak)、拘置局 (Direktorat Rumah Tahanan Negara)、押収物保管局 (Direktorat Rumah Penyimpanan Benda Sitaan Negara) が置かれ、それぞれ、成人受刑者の施設内処遇、施設外処遇、少年受刑者及び保護少年の施設内処遇、拘置所並びに押収物保管所の管理・運営に関する事務を主管としている。これらの各部局が主管事務に属する全般的な政策決定やその実施・指導、許否事項の決定を担当するのに対し、社会化施設や拘置所などの刑事施設や後述する社会指導少年育成所の直接の管理・運営は、司法大臣の直轄機関として各州に設置されている司法省行政地区事務所 (Kantor Wilayah) に委ねられている。<sup>(17)</sup>

現在、インドネシアには、全国に一四八の社会化施設 (DP) が設置されており、収容対象別に、男子成人社会化施

設、女子社会化施設 (LP Wanita)、少年社会化施設 (LP Anak)、青年社会化施設 (LP Pemuda) に分類されている。女子社会化施設としては、メダン (北スマトラ州)、タングラン (ジャカルタ特別区)、ブルスマラン (中部ジャワ州)、マラン (東ジャワ州) の四施設があり、一八歳未満の少年受刑者及び保護少年を収容する少年社会化施設は、メダン (北スマトラ州)、タンジュンパティ (西スマトラ州)、プカンバル (リアウ州)、パレンバン (南スマトラ州)、コタブミ (ランブ州)、ジャワトゥンガ (中部ジャワ州)、ブリタール (東ジャワ州)、スンガイラヤ (西カリマンタン州)、マルタブラ (南カリマンタン州)、ギアニヤール (バリ州)、トモホン (北スラウェシ州)、パレパレ (南スラウェシ州) の一二施設の外、ジャカルタ特別管内にタングラン男子少年社会化施設と女子少年社会化施設が設置されている。一八歳以上二一歳未満を中心とした若年成人受刑者を対象とする青年社会化施設は、タングラン (ジャカルタ特別区) とプラントウガン (中部ジャワ州) の二施設のみである。また、社会化施設は、組織機構上、第一級施設、第二A級、第二B級に分類されており、全国に、第一級施設一四施設、第二A級施設四六施設、第二B級施設八八施設がある。一方、地域別にみると、全人口 (二億八、〇〇〇万人) の六割が集中するジャワ島に四〇施設があり、四七施設を抱えるスマトラと併せると全体の約六割近くを占め、以下、カリマンタン一六施設、スラウェシ一九施設、バリ四施設、マルク五施設、ヌサトゥンガラ・東チモール八施設、イリアンジャヤ九施設という分布を形成している。また、拘置所については、第一級拘置所が一一、第二A級拘置所が二四、第二B級拘置所が一七五、さらに拘置支所が八一設置されている。<sup>18)</sup>

刑事施設の収容人員は、公刊されている唯一の矯正統計である統計中央局 (Biro Pusat Statistik) の犯罪統計 (矯正編) <sup>19)</sup>によると、一九八七年末で、受刑者一万七、二七四人 (内、女子受刑者三九五〇人、未決拘禁者五、〇三五五人 (内、女子一四五五人) ) となっている。受刑者については、一九八一年の二万三、〇〇八人を頂点に、その後は僅かずつ減少し、八六年には一万四、七一五人にまで落ち込んだものの、八七年には再び一万七、〇〇〇人台にまで増加している。<sup>20)</sup> 一方、新受刑者の入所人員についても、一九七二年の五万五、〇〇〇人台から次第に増加し、七九年の約八万人に達し

た後は減少に転じ、その後は五万四〇五、〇〇〇人前後で安定していたが、八七年には再び六万五、〇〇〇人台にまで増加している。

このように、年間約五万人から六万人に及ぶ新受刑者の入所人員がありながら、収容人員が二万人前後に止まっている背景の一つとして、主に、刑期が一年未満の短期受刑者の割合が高いことが挙げられよう。新受刑者の刑名及び刑期についてみると、一九八七年で、重懲役受刑者六万一、八二四人に対し、軽懲役受刑者は僅か三、二〇六人と重懲役受刑者が大半を占めているものの、重懲役受刑者の七七・八％、四万八、一一九人が刑期一年未満の短期受刑者であり、刑期一年以上五年以下の受刑者一五・一％と併せると全体の九割以上を占めることになる。近年、刑期五年以上の長期受刑者の実数・比率ともに増加してきているとはいえ、依然として短期受刑者の割合が圧倒的に高くなっており、これが収容人員の過剰を抑制する一因となっていると思われる。刑事施設の収容定員については新しいデータがないが、一九七九年末における全国の総収容定員を六万七、一七二人とした統計がある。<sup>(21)</sup> この値は拘留所の収容定員を含めたものであり、またインドネシアの刑事施設の中には老朽化が激しく、本来、受刑者の収容に適さない施設が存在することも考慮に入れる必要があるが、一九八七年の未決拘禁者を含めた総収容人員が二万二、三〇九人であり、近年の最大値でも四万人を下回っていることから、これらの数値からみる限り、深刻な過剰拘禁の問題を抱えるタイやマレーシアと異なり、<sup>(22)</sup>インドネシアでは、局所的には問題となる施設があるにせよ、全国的には、現在までのところ、過剰拘禁の事態は回避されているようである。この外、毎年、独立宣言記念日の八月一七日に実施されている大規模なレミッションも受刑者の出所を早める要因となっている。

処遇の対象となる受刑者について、更に若干のデータを紹介しておく。まず、新受刑者の罪名別構成比については、一九八七年で、軽罪犯に対し重罪犯が九七％と大半を占め、うち窃盗が四七・三％と最も多く、次いで、暴行及び傷害の一〇・〇％、殺人五・八％、強盗五・四％となっている。年次変化では、殺人、強盗、強姦等の凶悪犯及び

暴行・傷害等の粗暴犯が漸増傾向にあるのが注目される。また女子受刑者では、軽罪が一番多く、三〇%を上回っている外、窃盗の割合が男子に比べ低くなっているのが特徴である。

また新受刑者の年齢層別構成比では、一九八七年で、一九歳以上の受刑者が四万二、三六三人で全体の六五・一%を占めているものの、一六歳以上一九歳未満の受刑者が一万八、一〇九人(二七・八%)、さらに一六歳未満の受刑者が四、五五八人(七・〇%)もあり、我が国では一%にも満たない少年受刑者の比率が極めて高くなっている。この背景については後述するが、根本的には、如何なる年齢の少年に対しても刑罰を科すことができるインドネシアの少年司法制度そのものに原因が求められる。

後、一九八七年末における受刑者一万七、二七四人中再入受刑者は一、七七二人で、再入者の割合は一〇・三%となっている。近年の動向をみても、一九八二年八・六%、八三年八・二%、八四年七・二%、八五年七・五%、八六年一・二%と若干の上昇傾向にあるが、インドネシアの刑事施設における再入者の割合は、我が国(六〇%余)に比べ低いレベルに止まっている。しかし、こうした低い再入者率をインドネシアの犯罪者処遇の効果と結びつけるのは性急に過ぎ、その背景に関する分析を必要とすることは勿論である。

### 3 施設内処遇制度

#### (1) 分類処遇・累進処遇

刑法典は、「重懲役に処せられた者は、複数の集団に分類する」と規定し(二三条)、監獄規則も、男子受刑者と女子受刑者、成人受刑者と一六歳未満の少年受刑者、自由刑に基づく受刑者とその他の被拘禁者、軍人受刑者と一般受刑者、重懲役受刑者と軽懲役受刑者をそれぞれ分離して収容することを規定している(三六条)。しかし、現在、実務において用いられている分類基準は、一九九〇年の受刑者及び未決拘禁者の処遇方針に関する司法大臣決定によって

定められたものであり、それによれば、受刑者の収容にあたっては、年齢、性別、累犯、国籍、罪種及び刑期といった分類基準に配慮するものとされている。<sup>(23)</sup> こうした収容分類に応じて、少年や女子受刑者のための特別施設が設置されている外、各施設においても、刑種及び刑期に応じた以下の分類級が設けられている。

B I 級 刑期が一年を超える重懲役受刑者

B II a 級 刑期が一年以下の重懲役受刑者

B II b 級 刑期が三月以下の重懲役受刑者

B III 級 軽懲役受刑者

B III s 級 代替軽懲役受刑者

D R T 級 禁錮受刑者

ただ、インドネシアが言語、宗教、生活習慣を異にする様々な民族から構成される多民族国家であることから、国是たるパンチャシラ五原則にも記されているように、そうした国民の多様性を認めながらも、「インドネシア民族」(Bangsa Indonesia)としての統一を図ることが国家理念とされ、異民族や異教徒に対する差別を撤廃することが国策の一つとされている一方で、一般市民の生活においても、民族 (Suku)、宗教 (Agama)、人種 (Ras)、特定集団 (Antar golongan) に対する差別は禁忌とされている (SARA)。こうした社会のルールに対する違反は、時として、殺人や暴動にまで発展する可能性があるほどであるため、受刑者の分類にあっても、特定の集団に対する差別とならないような配慮が必要であるとされている。<sup>(24)</sup>

新入受刑者は以上のような収容分類に基づいて配置が決定されるが、ただ、処遇にあたり個々の受刑者の人格特性や社会環境を考慮し処遇効果を十分に引き出すための処遇分類は、現在までのところ制度化されていない。受刑者の処遇指針を定めた先の大臣決定は新入受刑者に対する入所時調査を義務付けているものの、人員や施設面での限界が

ら、調査結果が要求する処遇を実施することは容易でなく、実際、個々の受刑者に対する処遇内容の決定は、入所時調査の結果よりも、当該施設にある設備の内容に左右されることの方が多きようである。そうした意味で、インドネシアの分類処遇制度は、未だ十分な成果をあげているとはいえない。

この外、インドネシアにおいても、処遇にあたり、刑期に応じた複数の段階を設定し、受刑者を入所時の段階から一定の基準に応じて次の階級に進級させ、自由の拘束度を徐々に緩和しながら、最終的な社会復帰に向けさせる累進制が採用されている。監獄規則も、処遇分類級と併せた以下のような四段階から成る累進制について規定している(四九条以下)。

第一級 ①無期重懲役受刑者

②有期重懲役受刑者のうち処遇の困難な者、又は、職員若しくは他の受刑者の安全を脅かす者

第二級 ①刑期が三月を超える重懲役受刑者で、第一級に分類する必要のない者

②第一級から進級した重懲役受刑者

③第三級から降格した重懲役受刑者

第三級 六か月連続して行状が良く、第二級から進級した重懲役受刑者

第四級 刑期が三月以下の重懲役受刑者

そして、刑期の三分の二且つ九か月以上を経過している第三級の受刑者が条件附釈放すなわち仮釈放の対象となるものと定めている(五五条)。しかし、現在の実務では、期間の経過を主要基準とした累進制度が採用されており、受刑者の未決拘禁の期間を差し引いた残刑期間が一年を超える場合は四段階制、残刑期間が一年以下の場合、各段階の期間が短くなり過ぎる嫌いがあるため、三段階から成る累進制が適用されている。<sup>(25)</sup> 四段階制の場合、受刑者は、入所時調査及びオリエンテーションが実施される第一段階(入所時から刑期の三分の一まで)から、期間の経過に伴って進級

し、重警備から軽警備へと自由の拘束度を緩和されながら、本格的な処遇が実施される第二段階（刑期の三分の一から二分の一まで）を経て、外部通勤などの開放的処遇が認められる第三段階（刑期の二分の一から三分の一まで）に達し、最終的に、仮釈放の期間の要件を満たす第四段階（刑期の三分の二以降）に至る。これに対し、残刑期間が一年以下の受刑者の場合には、第一段階（入所時から刑期の二分の一まで）、第二段階（刑期の二分の一から三分の二まで）、第三段階（刑期の三分の二以降）の三段階から成るものとされる。なお、累進制の適用を受けるのは有期の受刑者に限り、無期の受刑者については、大統領による恩赦（*grasi*）により有期刑に減刑されない限り、この累進制は適用されず、よって仮釈放などの適用も無い。

しかし、進級が受刑者の行状や作業成績とは関係なく期間の経過のみに依拠し、さらに、各段階において実施されるという処遇も累進制自体と連動している訳ではない。すなわち、受刑者は、その行刑成績に応じて進級し、その結果、開放的処遇や仮釈放といった措置が認められる訳ではなく、受刑者は期間の経過に伴い自動的に進級し、それらの措置の形式的要件たる刑期の二分の一や三分の二といった期間の経過を単に第三段階ないし第四段階と呼んでいるに過ぎないのである。かくして、累進制は、単なる形式的なものであり、具体的な処遇において如何なる意義があるのか疑わしく、受刑者の改善及び社会復帰のための制度として有効性に欠けるとの批判が妥当する。

## (2) 開放的処遇

インドネシアにおける犯罪者処遇制度が犯罪者と社会との再統合を目指す「社会化」を基本理念としている以上、犯罪者を施設に収容して行う施設内処遇に止まらず、より実社会に近い環境や実際の社会において生活や職業への適応を図る開放的処遇が制度上重要な位置を占めるであろうことには理論的必然性がある。現在、インドネシアにおいて実施されている開放的処遇の中核をなすのが、帰休（*cuti*）と呼ばれる半自由処遇と同化処遇（*pembinaan asimilasi*）制度の二つである。帰休は、さらに特別帰休及び釈放前帰休の二つから構成されるが、このうち釈放前帰休は、実質

的には仮釈放と似た性格を有するため、帰休の概念とはかけ離れた制度となっている。また、同化処遇とは、外部通学や外部通勤制を始めとする開放的処遇の総称である。本節では、このうち、特別帰休及び同化処遇の二つの制度について紹介し、釈放前帰休については、後の社会内処遇の章で言及することにする。

特別帰休 (*cuti untuk keperluan khusus*) とは、緊急又は重要な理由がある場合に、受刑者を一定期間施設から外出又は外泊させるもので、一般に帰休制 (*furlough*) と呼ばれている制度と同様のものである。近親者の死亡、重度の疾病、婚姻など受刑者の家族関係から生ずる理由の外、離婚や相続等の法律相談のため、法律扶助局 (*Uembaga Bantuan Hukum*) や公証人を訪問する場合などに認められる。特別帰休は、受刑者又はその家族からの書面による申請に基づき、施設の長が決定する。

また、この制度とは別に、一九九一年、一定の長期受刑者を対象とした家族訪問帰休 (*cuti mengunjungi keluarga*) 制度が創設され、試験的に実施されている。この家族訪問帰休は、制度について規定した司法大臣決定<sup>(26)</sup>中にこそ明言されていないものの、長期受刑者の性的欲求の充足を主要な目的としている。インドネシアでは、欲求不満から施設を逃走する受刑者が少なからず存在するといわれていたが、一九九〇年、国会第三委員会においてなされた受刑者の性的欲求の解消に関する提案に対し、バハルディン・ロバ社会化総局長がこれを支持する旨の発言を行ったことから波紋を呼び、当初は、施設への家族の面会による方法の是非を中心に論議が行われていたが、結局、その代替策として長期受刑者に短期間の外泊を認める帰休制度を暫定的に実施することで落ち着いたというのが制度発足までの経緯である。<sup>(28)</sup>しかし、制度化に際し、当制度は、単に受刑者の性的欲求の充足という目的だけに止まらず、受刑者と家族との関係を維持又は回復するというより広い目的をもつものであることが確認され、また、施行後最初の一年間は、スマラン (中部ジャワ州) とウジュンパンダン (南スラウェシ州) の二つの施設において試験的に実施されることとなった。家族訪問帰休の対象となるのは、刑期の二分の一を経過した刑期三年以上の受刑者のうち、行状が良好で、過去に

施設の規則に違反したことがなく、毎年レミッションを受けている者に限られる(決定三条)。ただ、再入受刑者や外国人受刑者の外、再犯が予想される者、社会において生命の危険が脅かされる者は除かれる(四条)。帰休は、刑期が三年以上五年未満の受刑者については年に二回、刑期が五年以上の受刑者については年に三回を限度とし、一回の帰休期間は二日で、帰休先は配偶者や両親、兄弟、子供など二親等以内の家族に限られる(一・二・五条)。帰休の許否は、社会指導少年育成所からの報告書と社会化観察委員会の審査結果に基づき、施設の長が決定する(六条)。帰休先への往復は施設の職員が同行するが、帰休中の監督は社会指導少年育成所が担当するものとされている(七条)。しかし、長期受刑者に対するこうした帰休制度は、帰休中の対象者の監督の問題など実施面において多くの障害が予想されており、一九九一年六月の実施から試験期間の一年を経た現在、その成果に関する報告が待たれているところである。

次に、同化処遇とは、施設での拘禁を維持しながら、受刑者を一定時間施設外における教育や労働などの活動に参加させる半自由処遇を意味する。制度の実施細則を定めた一九八九年の司法大臣規則<sup>(29)</sup>は、同化(assimilation)を、「受刑者を社会生活に参加させることによって行われる処遇過程」(二条a号)と定義するとともに、「受刑者の社会との関係を回復し、社会化の実施において積極的な社会参加を得、それを高める」(五条)ことを目的とするものであると規定し、同化処遇が「社会化」を実現する具体的施策の一つであることを明言している。ただ、同化処遇には最小警備施設における職業訓練なども含まれるため、必ずしも同化処遇が「帰休」と結びつく訳ではないことに注意する必要がある。

現在、同化処遇として、①外部通勤又は開放施設における作業、②外部通学、③社会奉仕活動又は宗教行事など施設外活動への参加の三形態が実施されている。そのうち外部通勤を許可された受刑者は、施設外において一定の就業につくことができる。就業先については、民間企業や政府機関において就業する場合と理髪師や修理工といった自由業に従事する場合の二通りがある。受刑者は、施設から事業所若しくは作業場に通勤し、就業時間中は他の一般労働

者と共に働き、終業後は再び施設に収容されることになる。就業時間は勤務先の条件に従うが、通勤時間を含め九時間を超えることができず、また、報酬(賃金)などその他の就業条件は、就業先と社会化総局の間で締結された契約に基づくものとされる(規則二九条―三一条)。但し、受刑者の賃金の額とその分配に関する指針に関しては、司法大臣がこれを定めるものとされている(三二条)。実務では、受刑者の得た報酬の半分は国庫に納入し、残り半分を自らの収入とすることが認められている様である<sup>30)</sup>。また、同化処遇は、こうした外部通勤だけでなく、最小警備施設である開放施設における作業としても行われており、現在は、農地を有するオープンキャンプにおける農耕畜産作業がこれに充てられている。

これら同化処遇の対象となるには、まず形式的要件として、刑期の二分の一を経過していることが必要とされる(規則八条f号一前段)。但し、外部通勤において自由業に従事する場合又は開放施設における作業の場合は刑期の三分の二を経過していることが必要である(同後段)。そして、この外に、後述する仮釈放や釈放前帰休と同様、受刑者の行状等に関する実質的要件が加わる。すなわち、①改悛の状、②性格及び道徳感情の改善・向上、③処遇への積極的な参加、④社会の処遇活動に対する容認、⑤過去一年間懲罰を受けていない事、の五つの要件を満たす必要がある。さらに、同化処遇の可否については、施設の長の裁量で実施できる特別帰休と異なり、最終的な決定権は司法大臣が有していることなど、その手続は仮釈放の場合と全く同様である(二一条以下)。

同化処遇対象者の監督については、教育や社会奉仕を目的とする施設外活動への参加の場合は、施設の職員自らが行うが、外部通勤の場合は、施設と社会指導少年育成所が作業地の警察及び地方自治体に連絡の上行うものとされている(規則一六条)。しかし、同化処遇、特に外部通勤を認められた受刑者が施設外にいる間に違反行為や犯罪を行うなど、対象者に対する監督の不備が従来から指摘されていたが、一九八九年一月、同化処遇に基づく外部通勤を許可され南ジャカルタの瓦工場に通勤していたジャカルタ・チピナン社会化施設の受刑者(強盗罪・八年の重懲役)が

勤務先の工場外で窃盗（車両窃盗）の現行犯により逮捕されるという事件が起こったことから、同年以降、同化処遇のみならず仮釈放や釈放前帰休といった社会内処遇の適用が大幅に制限されるに至っている<sup>(31)</sup>。まず事件後、事の重大性を認識した前イスマイル・サレ司法大臣は、インドネシア全国において実施中の同化処遇の許可を全て取り消すとともに、同化処遇の許可を当分見合わせる旨の決定を行い、更に同年四月、同化処遇の適用を再開するにあたり、同化処遇に関する厳格な要件並びに手続について定めた大臣規則を制定するに至ったのである。これが、同化処遇及びその他の社会内処遇の実施細則について定めた現在の司法大臣規則である。同規則によって、従来、司法省行政地区事務所長に委ねられていた同化処遇の許可に関する決定権が司法大臣に移され、前述したような詳細な適格要件が定められると同時に、①国家転覆罪（subversi）、瀆職罪（korupsi）、密輸（penyelundupan）、賭博（perjudian）、薬物犯罪（narkotika）及び社会不安を喚起する恐れのある社会的関心の高い事件の受刑者、②同化処遇を受けた場合その生命が脅かされる可能性のある受刑者、再犯の可能性のある受刑者、並びに、③外国人受刑者、に対する同化処遇（及びその他の社会内処遇）の適用が排除された。その後、一九九一年一月に出された新しい司法大臣規則<sup>(32)</sup>により、①の受刑者に対する同化処遇の適用制限が解除されるなど、同化処遇に対する規制緩和の動きもみられるものの、現在まで、その適用はかなり制限されているようである。こうした規制措置後の同化処遇の適用状況について調査したアルフィ・シヤハリン法学士は、大臣規則の施行以後、調査対象となった北スマトラ州の施設において外部通勤の適用は一件もなく、同化処遇の適用は施設内における木工作業や施設外での農耕畜産作業や清掃作業といった構外作業に限られており、しかも、構外作業については、社会化観察委員会による申請棄却率が高くなっていると報告している<sup>(33)</sup>。

### (3) 刑務作業

法は、重懲役及び軽懲役受刑者に対する作業を義務付け、施設の内外において作業を行わせるものとしているが、無期受刑者及び女子受刑者を構外作業に従事させることは禁じている（刑法一四条、一九条、二四条―二六条、監獄規則

五七条。また、健康上問題のある受刑者、少年受刑者、高齢受刑者など一定の事由が認められる受刑者については、作業を免除し、又は、より軽度の作業に従事させることができるものと定めている。<sup>(34)</sup> 社会化理念を標榜するインドネシアの犯罪者処遇においても、刑務作業は、矯正教育として、労働に対する真摯な態度を受刑者に身に付けさせ、勤労意欲を養うと共に、職業的な技術や知識を取得させることで、受刑者の社会復帰を促進することに意義がある。犯罪者処遇における刑務作業の重要性は、社会化理念の提唱者である先のバハルディン・スルヨプロト氏やサハルジョ博士によって言及されているところでもあるが、インドネシアの<sup>(35)</sup>社会状況を考慮した場合、刑務作業はより現実的・具体的な幾つかの役割を期待されていることがわかる。

まず第一に、刑務作業は、出所後の就職に有利な技能や知識を受刑者に習得させるという役割を担っている。受刑者の中には経済的地位の低い者が多く、出所した時点から生活に困るものも少なくない。また、再就職にしたところで、国内における失業率が依然として高い状況にあるインドネシアでは、一定の技術や資格をもたない非熟練労働者の就職は容易でないことから、受刑者が技能や資格を持たないまま出所したところで、その後の生活が困難を極めるであろうことは想像に難くなく、更に経済的な動機から再犯に及ぶ者が出ないとも限らない。そうした状況下において、将来、社会において活用し得る技術なり知識を受刑者に習得させることは、出所後の就職の機会を増やし、経済的に安定した生活を営むための重要な鍵となるのである。

また、第二に、刑務作業は、それを通じて得られる賞与金や報酬により受刑者の家族の生計を補助することで、受刑者と家族の経済的・精神的関係を維持するという役割が期待されている。インドネシアでは、夫婦共働きも多いたはいえ、一家の長が犯罪により施設収容されてしまった場合、働き手を失った家族が受ける経済的ダメージはやはり大きい。そこで、受刑者が、刑務作業を通じてある程度の収入を得ることができれば、社会で待つ家族に対し送金をすることもできる。このことは、イスラム教徒が国民の九割近くを占めるインドネシアにおいて大きな意味をもって

いる。というのも、イスラム法によれば、夫が妻及び家族に対し連続して三か月間生活費を納めなかった場合、妻からの訴えに基づき離婚が成立し得るからである。<sup>(36)</sup> 実際、インドネシアの刑事施設において受刑者の抱える問題の一つが配偶者との離婚問題であるとする報告もある。<sup>(37)</sup> そこで、刑務作業から得られる収入を多少なりとも家族の生計維持に役立てることができれば、離婚といった受刑者の社会復帰をより困難にするであろう事態を回避することができ、また、少なくとも受刑者の家族に対する責任感あるいは家族の受刑者に対する信頼感・依存心を養うことができる。ただ、受刑者に支給される作業賞与金は概して低く、社会で待つ家族の生計を補助するには余りにも少な過ぎるというのが現実である。

第三に、刑務作業を通じ、一般市民のもつ受刑者に対する固定観念や偏見を軽減・解消することが期待されている。刑務作業によって生産された製品や構外作業に真剣に取り組む受刑者自身の姿が一般社会の人々の目に触れることで、一般市民の矯正ないし受刑者に対する理解が深まり、受刑者が出所後社会にスムーズに受け入れられるようになることは、犯罪者に対する応報感情や偏見の根強いインドネシアにおいて特に重要な課題だからである。また、インドネシアにおいては、雇用の際、犯罪歴証明書 (Surat Keterangan Berkelakuan Baik) の提出を義務付けている官庁や民間企業が多く、これを取付できない元受刑者の再就職を妨げる要因となっておりといわれているだけに、企業の経営者層の矯正に対する理解が元受刑者に対する雇用促進の一助となる<sup>(38)</sup>。近年、司法省が刑務作業における民間企業との協力を奨励しているのも、作業の多様化や効率化、作業収益の増収といった物質面での利点だけでなく、作業に取り組む受刑者の真摯な姿を企業の経営者等に示すことで、受刑者に対する社会の認識を変えさせ、受刑者が企業や社会に受け入れられ易い環境を創出していくことをも眼目としているからである。

以上のような役割を期待されている刑務作業には、生産作業、教育訓練作業、農耕畜産作業の外、自営作業、経理作業といった施設の管理に必要な作業も含まれている。このうち生産作業は、皮革製品(靴、鞆等)、木工品(彫刻、籐

製品等)や繊維製品(蠟けつ染 織物等)といった市場性のある製品を生産するものである。インドネシアには、バッテリーと呼ばれる蠟けつ染や彫刻などの伝統工芸技術があり、一般に人々の手先も器用なため、こうした技術を刑務作業に導入することは、生産作業としても職業訓練としても有効であると思われる。各受刑者の作業内容は、入所時調査によって得られた各人の能力や資質などのデータに基づき、社会化観察委員会によって決定されるものとされている。しかし、予算や設備面での限界から、調査結果が示す受刑者の適性や必要性に応じた作業内容を選択することは難しく、実際は、当該施設にある既存の作業に受刑者が合わせざるを得ないといわれている。<sup>(39)</sup>近年は、生産作業に民間の資本を導入し、作業に必要な原材料及び機械は民間企業が負担し、施設側は受刑者による労働を提供するという共同事業の形で生産作業を実施し、刑務作業の合理化・近代化を図っている。これまでに、ジョクジャカルタ(ジョクジャカルタ特別区)の施設における靴工場、スラバヤ、マラン(以上、東ジャワ州)やウジュンパンダン(南スラウェシ州)の籐家具工場、クンダル(中部ジャワ州)の海老養殖場などが開設され、製品は海外へ輸出されるなど、まずまずの成果を収めている。<sup>(40)</sup>一方、こうした生産作業の外、農耕畜産作業として、農作物の栽培や家畜の飼育も行われている。これらの作業は、施設に隣接する農地だけでなく、施設から独立したキャンプにおいても実施されている。キャンプは最小警備施設の開放施設であり、同化処遇の一環として、一定の要件を具備した受刑者が作業に従事している。

作業賞与 (imbalan jasa) については、作業賞与金 (premi) という金銭で支給される場合の外、レミッションという形で行われる場合があるとされる。作業賞与金の額は、各受刑者の作業成績や作業態度に基づいて社会化観察委員会により決定されるが、社会における同種の職業の賃金水準に達していることが要求されている。<sup>(41)</sup>このことから、インドネシアの作業賞与金の制度は、恩恵的・奨励的な賞与金の性格を基本としながらも、労働に対する対価すなわち賃金としての意味合いも含まれているとする見方もできよう。しかし、現実には、作業賞与金の支給額は、予算の問題

もあり、一般の賃金水準に比べ相当低いものとなっている。例えば、ジャカルタ構外にあるタングラン女子社会化施設の場合、縫製、刺繍、ドライフラーといった軽作業に従事する受刑者に対する賞与金は、製品から得られた利益の一〇％を原則とし、一九九一年の段階で、一人当月額平均二、三〇〇ルピア（二五〇円）となっており、最も支給額の高い受刑者で月九、九〇〇ルピア（六六〇円）、最も低い者は月二五〇ルピア（二七円）であるという。ちなみに、労働大臣によって決定されるインドネシア各州の最低賃金は、一九九一年初旬において、平均月額一、六〇〇ルピア（二〇七円）前後であり、最も高いイリアンジャヤ州で二、四〇〇ルピア（二六〇円）、最も低い北スラウエシ州で八五〇ルピア（五六円）となっている。<sup>(42)</sup>これに対し、外部通勤先での労働や民間企業との協力によって行われる生産作業に従事する受刑者に対しては企業側から賃金（upah）が支払われ、この場合の受刑者の収入は、作業賞与金と比べ比較的高額となっている。クンダルの海老養殖事業では、受刑者に対して支払われる日当は二、〇〇〇ルピア（二三円）であり、このうち半分が国庫に、残り半分が受刑者の収入とされ、さらに、そのうち七五〇ルピア（五〇円）は、出所後の生活費や事業の資金とするため政府の実施する積立貯金（Tabanas）によって積み立てられ、出所の際、利子と共に全額が引き渡されるといいう制度がとられている。<sup>(43)</sup>

(4) レミッション

インドネシアの恩赦には、レミッション（remisi, pengurangan masa menjalani pidana）の外、大統領恩赦（clemat）、特赦（amnesti）、公訴の免除（abolisi）といった制度があるが、特赦及び公訴権の消滅の制度はインドネシア（当時はまだ連邦共和国）に主権が委譲された一九四九年一月以前の独立戦争期の政治犯を対象としたものであるため、<sup>(44)</sup>現在の刑事政策上意味があるのはレミッションと大統領恩赦の二つである。両者は有罪の言渡しを受けた特定の受刑者を対象とする点で共通する一方、レミッションが司法大臣によって決定されるのに対し、大統領恩赦は大統領が決定する外、法律上の効果など制度の内容を異にするため、両者を区別する必要がある。

さて、刑の執行期間を短縮するレミッションは、一九八七年の大統領決定並びにその執行規則を定めた司法大臣決定を根拠に実施されて<sup>(45)</sup>おり、それによれば、有期受刑者のうち、行状が良い者に対して認められる一般レミッションと、①国家に対し功績のあった者、②国家にとって有益な行為又は人道的行為を行った者、③社会化施設の事務を補助する行為を行なった者、に対し短縮期間を追加する特別レミッションの場合がある(大統領決定一条。レミッションは、有期の重懲役受刑者の外、軽懲役及び罰金未納による代替軽懲役受刑者も対象となり得るが(大臣決定六条)、但し、刑期六月未満の受刑者及び再入受刑者(出所後二年以内に一回以上の刑に処せられた者)は除外される(大統領決定三条)。なお、無期受刑者については、大統領恩赦により有期に減刑された場合に限り、レミッションの対象となるものとされている(大統領決定七条<sup>(46)</sup>)。レミッションの規模は、一般レミッションの場合、受刑者の収容期間に応じて定められており、収容期間が六か月以上一年未満の受刑者に対しては一か月、既に一年を経過した受刑者は、一年目は二か月、二年目三か月、三年目四か月、四年目及び五年目は五か月、六年目以降は毎年六か月の短縮が認められる(大統領決定四条一項)。一方、特別レミッションの場合は、先の①又は②を理由とするレミッションの場合は最高六か月、③を理由とする場合については、一般レミッションによって認められる短縮期間の三分の一の期間が更に短縮される(同一項)。特に、受刑者が献血や臓器提供を行った場合におけるレミッションに関しては特別の規定があり、<sup>(47)</sup>受刑者が腎臓などの臓器提供者(Donor)となった場合には六か月、献血については、一五回までは一か月、三〇回までは二か月といったように、その回数に応じてレミッションの規模が定められている。この受刑者による臓器提供や献血の制度は、一九八六年、前イスマイル・サレ司法大臣が提唱し、当初は受刑者の人権問題から慎重論も唱えられたりしていたが、最終的にレミッションの制度と組み合わせられて発足することとなったものである。<sup>(48)</sup>

レミッションは、毎年独立宣言記念日たる八月一七日に実施されており、対象者は全収容者人口の八割以上にも達している。統計中央局の統計によれば、一九八四年から八七年までのレミッション対象者の人数と全収容者数に占め

る割合は、一九、〇一七人（八九・〇％）、一九、七〇七人（八八・五％）、二一、三四三人（九三・五％）、一二、九四二人（七四・一％）となっており、<sup>(49)</sup>一九九一年及び九二年についても、それぞれ一五、九五九人、一六、三二五人の受刑者に対するレミッションが実施されたとの報道がなされている。<sup>(50)</sup>レミッションの制度は、オランダ植民地時代は、政府が受刑者に与える「恩賞」としての性格が強かったのに対し、現在は、社会化制度の下での「処遇」政策の一環として位置付けられている。<sup>(51)</sup>すなわち、受刑者の行状や成績に応じたレミッションを認めることで、改善更生への意欲を喚起する一方、社会内処遇に伴うその他の一般的効果を期待するというものである。たしかに、仮釈放率の低いインドネシアにおいては、大規模なレミッションを社会内処遇の補充制度として捉えることもできよう。さらに、レミッションには、施設の収容率を適正なレベルに維持し、過剰拘禁を予防するといった副次的効果があることも忘れてはならない。しかし、その一方で、画一的で大規模なレミッションが、果たして受刑者の改善・更生にどれだけ寄与しているかという疑問が常に残ることもまた事実である。

#### 4 各種受刑者の処遇

##### (1) 少年受刑者及び保護少年の処遇

少年受刑者に対する処遇について言及する前に、まず、インドネシアにおける少年司法制度について概観しておく必要がある。

少年司法制度は、インドネシアの刑事司法制度のなかでも整備が遅れている分野の一つであり、現在まで、少年法に相当する法律は制定されておらず、少年裁判所ないしは家庭裁判所といった独立の裁判所も設置されていない。実のところ、「少年」が何歳未満かといった正確な定義すら存在していない状況にある。この点につき、唯一の手がかりとなるのが刑法四五条の規定であり、それによれば、「一六歳未満において犯罪を行ったことを理由とする未成年者

の訴追において、裁判官は、刑罰の外、保護処分を言渡すことができることとされているため、取り敢えず、この「一六歳未満の未成年者」が刑事手続における少年の定義と解することができる。かつて、この少年に関する年齢制限は、警察、検察、裁判所及び司法省の四機関による合意に基づき、実務上、一八歳にまで引き上げられていたことがあったが、法律の規定を根拠なしに変更することは許されないと理由から、現在は、再び、一六歳にまで引き下げられている<sup>52)</sup>。また、一九七九年の少年福祉法が少年とは二一歳未満の未婚の者をいうと規定していることから、刑事手続においても、たとえ上記の年齢に該当する者であっても、既婚の者は「少年」の範疇から除外される<sup>54)</sup>。ただ、出生届制度の不備から、少年の中には年齢不詳の者もあり、いずれにせよ、少年の年齢については、実務上、弾力的に対応しているようである。

さて、こうした「少年」に対する手続も、原則として、刑事訴訟法 (Kitab Undang-undang Hukum Acara Pidana - KUHPAP) の適用を受け、警察の捜査・取調に続いて、検察官による公訴提起、地方裁判所における公判へと手続が進行的ることにおいては成人と異なるところがない。但し、一九五八年以降は、少年審判 (sidang anak) 制度が実施されてきており、以下のような少年事件の公判における幾つかの特例が慣行化している<sup>55)</sup>。

- ① 少年審判は、和やかで家庭的な雰囲気の中で行う。
- ② 成人の公判とは分離し、特定の曜日にも行なう。
- ③ 地方裁判所長により任命された特定の裁判官が担当する。(但し、専任ではない)
- ④ 裁判官及び検察官は、法服又は制服を着用しない。
- ⑤ 審判は常に非公開とし、報道関係者も傍聴することはできない(尚、刑法一五三条三項但書)
- ⑥ 少年の両親など保護者の出席が義務付けられる。
- ⑦ 社会指導少年育成所の保護観察官が出席する。保護観察官は、検察官又は裁判官からの要請に応じて、少年の社

会調査 (penelitian kemasayarakatan—LITMAS) を実施し、報告書を提出する。

審判における取調を経て犯罪行為が立証された（有罪と認定された）少年に対し、裁判官は、刑罰の外、①両親、後見人又は保護者の下への帰住を命じ（以下、保護者委託処分と称する）、又は、②一定の要件を満たす場合、政府への委託を命じ（以下、政府委託処分と称する）ことができる（刑法四五条）。この保護者委託処分と政府委託処分の二つは「処分 (tindakan) と称され、刑罰 (pidana, hukuman) 概念と対峙している。保護者委託処分となった少年は、身柄を拘束されている場合は、直ちに釈放され、両親など保護者の下で生活しながら社会指導少年育成所による保護観察を受けることになる。一方、政府委託処分は、少年の行為が重罪又は特定の軽罪に該当する場合で、しかも重罪又は当該軽罪を理由とする確定有罪判決から二年を経過していない場合にこれを選択することができるものとされている。そして、政府委託処分を言渡された少年は、政府の教育施設に収容されるか、特定の個人や団体に委託されるものとされているが（四六条一項前段）、植民地立法たる一九一七年の強制教育規則 (Peraturan Pendidikan Paksa, Dwangopvoeding-Regeling) が定めるところの教育施設の整備が遅れていることから、実際は、少年社会化施設の保護区画に収容されるケースが殆どで、個人や民間の団体に委託されることも稀である。

更に、こうした保護処分や少年審判の制度が導入されているにせよ、少年手続が成人と同じ刑事手続であることに変わりはなく、刑の緩和の特例があるものの、<sup>(57)</sup>如何なる年齢の者も刑罰の対象となり得ることに注意しなければならぬ。インドネシアには、いわゆる刑事未成年の概念はなく、裁判実務においても、一六歳未満の少年に対して懲役刑が言渡される場合が多い。一九八七年中、地方裁判所において有罪とされた一六歳未満の少年二、六七八人のうち、二、〇七七人が重懲役を言渡されており、軽懲役を言渡された少年七人と併せると少年全体の八割近くを占めることになる。<sup>(58)</sup>また、条件附刑、すなわち執行猶予に付された少年は四五七人であった。これに対し、保護者委託処分を命ぜられた少年は一〇〇人で、政府委託処分に至っては僅か八人に過ぎない。近年の状況をみても、保護処分率は毎年

四一五%台で、保護処分 of 適用は極めて限られていると言わざるを得ない。但し、こうした統計から、インドネシアにおける少年刑事司法が厳罰主義であるとの結論付けをすることは些か性急であるといえよう。というのも、刑事手続の対象となる少年の絶対数が極めて少ないことから、犯罪の程度の軽い、従って、本来保護処分に相当するような少年は、刑事手続以前、又はその初期の段階で既に選別されていて、裁判にまで上がってこないとも考えられるからである。こうした仮説は、インドネシアにおける日常の経験とも合致するものであり、今後行われるであろう検証にも十分耐え得るものと思われるが、いずれにせよ、以上のようなインドネシア刑事司法制度の体質が、矯正施設における少年受刑者の比率を高める一因となっていることは間違いない。そこで、前述したように、一九八七年の新受刑者のうち、一六歳未満の者が四、五五八人(七・〇%)、一六歳以上一九歳未満の者は一万八、一〇九人(二七・八%)にもなり、更に、一六歳未満の新受刑者中、刑期が一年未満の少年が九割以上を占め、刑期が一年以上の少年は一割にも満たないが、これが一六歳以上一九歳未満の受刑者となるとやや長期の受刑者が増え、刑期が一年以上の者の割合は二〇・〇%、五年を超える長期受刑者は一、〇六二人(六・一%)にも達する<sup>(59)</sup>。

かくして、刑事処分として自由刑に処せられた一八歳未満の少年は、刑事少年 (*anak pidana*) として少年社会化施設に收容される。刑事少年の地位は基本的に受刑者であるため、收容期間は刑期から未決勾留期間を差し引いた期間であり、仮釈放や釈放前帰休など、成人受刑者と同様の制度が適用される。一方、政府委託処分になった少年も、政府の教育施設の整備が遅れていることから、現在は、刑事少年同様、少年社会化施設に收容されている。但し、こうした政府委託処分により施設送致となった少年は、保護少年 (*anak negara*) と呼ばれ、刑事少年とは異なる收容区画が割り当てられる。保護少年に対する施設收容は一八歳を限度とし(刑法四六条一項後段)、少年が同年齢に達した段階で收容が継続していれば、これを退院させなければならない。こうした満期による退院の外に、收容後少なくとも一年が経過した少年に対する仮退院 (*pembebasan bersyarat*) の制度がある<sup>(60)</sup>。しかし、これは少年が一七歳半に達するま

で実施される必要があり、それ以後の仮退院は認められない。仮退院の可否の決定は、社会化総局長の権限とされている。また、一七歳半を過ぎた保護少年を対象に六か月を限度として施設外での生活を認める釈放前帰休 (*cuti menjelang lepas mutlak*) の制度もある。この場合、施設の長により決定され、帰休を認められた少年は、保護者の下で生活をしながら社会復帰に努め、一八歳になった段階で帰休が終了すると同時に退院となるため、釈放前帰休により、実質的には仮退院と同様の効果が生じる。仮退院及び釈放前帰休中は、社会指導少年育成所の保護観察官による保護観察が実施される。一方、仮退院準備帰休 (*cuti persiapan bebas beryarat*) の制度は、保護少年に対し、六か月収容後、一か月を限度とする帰休を認めるもので、非連続的に複数回実施することができる。帰休中の少年の監督は保護者に委ねられる。また、保護少年は、一般に両親など保護者のいない者が多いため、里親 (*orang tua asuh*) 希望者がいる場合は、六か月間施設での処遇を受けた後、養子 (*anak asuh*) として引き取られることもある。

社会化施設には、こうした刑事少年及び保護少年の外、民事少年 (*anak sipil*) と呼ばれる少年も収容されている。但し、これは刑事手続に基づく措置ではなく、民法の規定を根拠とするものである。親権を行使する者は、「子供の行状に満足できない十分な理由」がある場合、地方裁判所に対し、少年の国家施設への収容を求める申請を行うことができる。裁判所は、申請に理由ありと認める場合、一定期間少年を国家の施設(若しくは民間の施設)に収容するよう命じることができるといふものである(民法三〇二条・三八四条)。これが民事少年の制度で、主に、家庭内非行など虞犯的な性格の少年が対象となっているようである。民事少年の収容期間は、決定時一四歳未満の少年の場合は六か月、一四歳以上の場合は一年をそれぞれ超えることができません。また、二一歳を超えて収容を継続することは許されていない。また、収容に伴う費用は保護者がこれを負担しなければならず、タングラン男子少年社会化施設では一か月一万七、五〇〇ルピア(一、二〇〇円)とされているようである。<sup>(6)</sup>

刑事・保護・民事の各少年に対する処遇については、特に教科教育に重点が置かれ、基本的には、小学及び中学教

育が実施されており、また、高等学校教育年齢に達した段階で收容されている少年には外部通学も認められる。この外、手工芸、縫製、刺繍、電気、園芸、美容などの技能訓練、宗教活動、スポーツ、芸術活動、娯楽活動といったプログラムが実施されている。特に、娯楽活動の一環として、社会見学や遠足、スポーツ大会への参加など開放的な処遇が実施されている。ただ、施設に收容されている刑事・保護・民事の各少年は、フェンスなどで仕切られた各区画に分類收容されているものの、教科教育などの処遇に参加する間は行動を共にしており、本来刑事施設である施設に処分の性質の異なる少年を混禁し、処遇内容も同じであるところに、インドネシア少年矯正の根本的な問題が存在するといえよう。

(2) 外国人受刑者の処遇

外国人受刑者については、データが不足しており、その收容状況を正確に把握することは難しい。古い資料のなかには、一九七七年三月末における外国人受刑者の收容人員を一五六人（未決拘禁者含）としたものもみうけられるが、比較的近時のものでは、一九八四年一月末の外国人受刑者の收容人員を二八人（内二人女子）、また外国人未決拘禁者は一七人（内女子二人）とした資料がある。<sup>(63)</sup> いずれにせよ、マレーシアやタイなどに比べ、外国人受刑者の数が比較的少数に止まっていることは事実のようである。こうした背景として、外国人在留者、特に不法外国人在留者の少なさが考えられる。労働供給過剰の状態にあるインドネシアは、労働者を出稼ぎ労働者として隣国のマレーシアや中東諸国に送り出すいわゆる労働輸出国であり、海外からの一般単純労働者の流入は少ないため、不法外国人在留者やその犯罪の問題が深刻化していないものと思われる。

次に、外国人受刑者の收容状況を地域別にみると、バリ州・西サトウガラ州を筆頭に、東ジャワ州、中部ジャワ州・ジョクジャカルタ特別区、リアウ州などで外国人受刑者が多くなっている。バリはインドネシア最大の観光地であり、海外から多くの観光客が集まることから、こうした観光客が外国人犯罪者の母集団となることが推測

される。パリ・デンパサル社会化施設における調査によれば、一九八四年から八七年の間に収容された外国人受刑者の国籍で最も多いのがオーストラリアで、次いで日本、フランス、ドイツとなっている。<sup>(64)</sup> このオーストラリアと日本は、隣国のシンガポールやマレーシアに次いで、インドネシアへの観光客の最も多い国に数えられている。<sup>(65)</sup> また、同施設における外国人受刑者の罪名は、九割が一九七六年の薬物法違反となっている。パリ・ウダヤナ大学法学部のイマデ・ウイドニャナ法学士等は、バリ州バドゥン県を管轄とするデンパサル地方裁判所において裁判の対象となつた外国人薬物犯罪者に関する調査を行い、その半数近くがオーストラリア人であり、これにフランス人、日本人、ドイツ人、ニュージーランド人が続いていること、大半が若年成人であること、罪名は薬物の所持（四五％）、自己使用（三五％）、売買・輸出入・譲渡・譲受（一八％）で占められていること、薬物の種類はマリファナやハンシといった大麻系の薬物からヘロインにまで及んでいること、半数以上が二年以上の重懲役を科されていることを明らかにしている。<sup>(66)</sup>

外国人受刑者に対する処遇については、一九九〇年の受刑者及び未決拘禁者の処遇方針に関する司法大臣決定中に受刑者分類基準の一つとして国籍の項目が掲げられている外は、外国人受刑者に対する給食は一般受刑者と同じものとするという規定があるだけで、<sup>(67)</sup> 一般に、外国人受刑者に対する処遇及び待遇はインドネシア人受刑者と同じものとされている。ただ、開放的処遇のところでも触れたように、現在、外国人受刑者に対する同化処遇や仮釈放、釈放前帰休といった社会内処遇の適用は排除されている。ヤドニャ・ウイジャヤ法学士も、デンパサル社会化施設における調査結果を基に、外国人受刑者の処遇に関する問題として、仮釈放など社会内処遇の適用排除の措置と並んで、外国語に堪能な専門職員の不足を指摘している。<sup>(68)</sup> インドネシアでは、英語教育の普及も遅れがちであるため、一般に矯正職員の外国語能力は低く、言葉の壁が外国人受刑者の処遇のうえでの障害となっていることは想像に難くない。しかし、外国人受刑者に施設の規律や処遇の意義、刑務作業の具体的内容などについて十分に理解させるためにも、施設職員に対する外国語研修など語学力向上の措置が必要とならう。

なお、東ジャワ州マランの施設に収容されていた外国人受刑者がエイズにより死亡したことから、インドネシア国内におけるエイズの蔓延が懸念されていることもあり、近年、各地の施設においてエイズ抗体検査が実施され始めている。<sup>(69)</sup> タイの矯正施設がエイズに罹患した受刑者を多数収容し、その対策に苦慮していることを考えると、<sup>(70)</sup> インドネシアにおいても、受刑者、特に薬物濫用者などのハイリスク集団に対する検査や罹患受刑者に対する治療・処遇体制などを確立しておくことが望まれよう。ただ、受刑者に対する最近のエイズ抗体検査の実施については、受刑者による献血や臓器提供との関連も意識されているようである。

## 5 施設内処遇の実施を巡る諸問題

インドネシアの矯正が直面する問題には、施設の維持・管理に係わるもの、処遇制度の内容に係わるもの、矯正職員の養成に係わるものなど多岐に渡るが、やはり最大の問題は、何といっても施設の老朽化と法制度の不備の二点に尽きるものと思われる。

現在使用されている施設のなかには一九四五年以前の植民地時代に建設されたものも多く、熱帯特有の強い日差しと激しいスコールからくる建築物の腐食の進行が早いことも相俟って、今世紀初頭に建築された施設の老朽化は相当なものである。こうした施設の老朽化は、単に受刑者の収容環境に悪影響を及ぼすだけでなく、施設の保安にとっても深刻な事態を招いているといわれる。というのも、インドネシアにおける刑事施設の保安上の問題の一つとされている受刑者の逃走事件の原因の一つが、施設の老朽化にあることが指摘されているからである。資料によれば、一九七九年から一九八四年の五年間に、刑事施設からの逃走者は延べ一、三七一人にも達しており、<sup>(71)</sup> また一九八八年中にも三四五人の受刑者及び未決勾留者による逃走事故が報告されている。<sup>(72)</sup> こうした逃走事故多発の背景として、保安職員の不足や受刑者の管理体制を巡る問題の外に、老朽化した塙や舎房の中には容易に壊すことができるほど脆くな

っている箇所があり、逃走事故発生を引き金になっている点を指摘する向きがあることに注意すべきである。この問題の解決策としては、施設の修理や新しい施設の建設が最も効果的な方法であろうが、インドネシアでは、現在の国家事情から経済改革や福祉の増進などを重視した政策をとらざるを得ず、矯正の分野にはどうしても十分な予算が回らないのが実状である。

また、刑務作業に必要な様々な設備の老朽化ないし不足も、受刑者の処遇という面において深刻な問題を孕んでいる。刑務作業で用いられる機械や工具が古くて使いものならず、あるいは故障中でも、予算がないために修理ができず、結局、当該機械を用いた作業ができなくなるといった問題に加えて、職業訓練においても、施設には限られた旧式の設備しかないので、受刑者の資質や能力にあわせた訓練を行うことは難しく、また、訓練を通じて取得した技能も、社会では既に時代遅れのものとなっており、受刑者の出所後の就職に役に立たない場合が多いことが指摘されている<sup>(74)</sup>。司法省は、労働省や社会省といった関係省庁と協力し、職業訓練の質の向上を図っているとされるが<sup>(75)</sup>、未だ十分な成果が現れているとはいえない。

一方、生産作業においても、施設にある旧式の機械を用いて作られた製品は一般市場における競争力に欠けるため、市場開拓が難しいともいわれている。この点については、前述したように、近年、生産作業に民間の資本を導入することにより、設備の刷新と作業の多様化を図る試みが各地の施設で行われている。しかし、インドネシアは労働供給過剰の状態にあり、人件費も極めて安い<sup>(76)</sup>ため、民間企業は、わざわざ受刑者の労働力に頼らずとも、社会において労働者を幾らでも集めることができることから、刑事施設内での事業に対する関心が低いことも事実である。設備投資費など事業費の一部を低利で融資するなど、参加企業に対する優遇措置も考慮に値すると思われるが、ここでもまた予算の問題が障害とならざるを得ない。

以上のような施設や設備といったハードウェアの改善と並んで急務とされているのが、ソフトウェアとしての矯正

関係法規の整備である。前述したように、現在適用されている監獄規則は、新しい理念を基礎とする処遇制度の法的根拠として相応しいものとはいえず、法的基盤を欠いた実務を大臣規則や決定といった朝令暮改の下級法令で運用するやり方も既に限界にきているからである。一九七五年、司法省国家法育成局によって開催された「社会化施設の評價に関する専門家会議」において、パジャジャラン大学法学部の研究グループは、矯正に関する下級法令は当時で九〇〇前後にも達し、実務家を混乱させているとの驚くべき事実を報告している<sup>(26)</sup>。勿論、これらの下級法令には既に効力を有していないものも含まれていると思われるが、問題は、法令の改廃が明確でなく、各法令中の規定が体系的でないというところであり、こうした状態は、七五年の会議から一八年経った今日でもさほど改善されているとはいえない。司法省は、刑法の全面改正と並んで、一九八四年、監獄規則に代わる法律の草案作りに着手し、その後、報道の伝えるところによれば、一九九二年三月の段階で既に草案の編纂作業が終わり、国務官房における検討・調整作業が行われているとのことである<sup>(27)</sup>。草案の内容については、残念ながら現在まで公表はなく、明らかでない。

(9) U.U. No. 20 Tahun 1946 [Berita RI II No. 24]. なお、国家法育成局 (BPHN) による刑法典の公式訳 (前掲注1) の主刑における禁錮刑の位置付けについては問題があるとされている。というのも、刑法六九条一項により、主刑中の異なる種類の刑の軽重については第一〇条の記載順によることとされているため、公式訳によると、禁錮は罰金より軽い刑に位置付けられることになりかねない。P.A.F. LAMINTANG, HUKUM PENTENSER INDONESIA 48, 133 (1984), ANDI HANZAH, SISTEM PIDANA DAN PEMBINAAN INDONESIA DARI PERUBUHI KE REFORMASI 46 (1986).

(10) 禁錮刑制度の創設は、独立戦争当時の政治犯処罰を目的としたものである。ARUAN SAKIDJO & BAMBANG POERNOMO, HUKUM PIDANA—Dasar Aruran Umum HUKUM PIDANA Kodifikasi 37 (1990).

(11) P.P. No. 8 Tahun 1948.

(12) S.R. SIANTURI, Asas-Asas HUKUM PIDANA di INDONESIA dan PENERAPANNYA 478-479 (1982).

(13) 独立戦争さなかの一九四六年六月二八日、外交路線をとるシャプリル首相等三名の關係が何者かによって拉致され、続く七月三日、反政府系の闘争同盟の指導者等がその首謀者として逮捕された事件。最高軍事裁判所は、スダルソノ少将等四人の

被告人に対し二年から四年の禁錮刑を言い渡してゐる。Ibid.

- (14) Ordonnantie van 10 Dec. 1917 [S. 1917-7081]
- (15) 一九九〇年には、受刑者及び未決拘禁者の処遇及び待遇に関する指針を定めた司法大臣決定 (Kepmenkeh. No. M. 02- PK. 04.10. Tahun 1990 tentang Pola Pembinaan Narapidana/Tahanan) が制定されてゐる。DEPARTEMEN KEHAKIMAN, POLA PEMBINAAN NARAPIDANA/TAHANAN (1990).
- (16) 省組織の編成に関する一九八四年大統領決定第一五号 (Keppres. No. 15 Tahun 1984 tentang Susunan Organisasi Departemen) に基づく。行政組織の構造については、See, e. g., C. S. T. Kansil, SISTEM PEMERINTAHAN INDONESIA (6th ed. 1990), MUSANEF, SISTEM PEMERINTAHAN DI INDONESIA (3rd ed. 1989) 等参照。
- (17) 以下の社会化施設の組織に関しては、社会化施設の組織及び運営規則に関する一九八五年司法大臣決定 (Kepmenkeh. No. M. 01-PR. 07. 03 Tahun 1985 tentang Organisasi dan Tata Kerja Lembaga Pemasyarakatan) 中の別表によつた。
- See 16 MAJALAH PEMASYARAKATAN 24, 44-51 (1986).
- (18) 拘留所及び押収物保管所の組織及び運営規則に関する一九八五年司法大臣決定 (Kepmenkeh. No. M. 04. PR. 07. 03 Tahun 1985 tentang Organisasi dan Tata Kerja Rumah Tahanan Negara dan Rumah Penyimpanan Benda Sitaan Negara) に于て。Ibid. at 52-90.
- (19) Biro Pusat Statistik, STATISTIK KRIMINIL—SUMBER DATA LEMBAGA PEMASYARAKATAN 1987 (1988). 以下の受刑者の関するデータは、特に断りが無い限り、この統計中央局発行の統計によるものとする。しかし、この統計は、統計中央局が毎年社会化総局と協力して実施しているアンケート調査により収集したデータに基づいているため、数値には若干の誤差が含まれていることに注意する必要がある。
- (20) 一九九二年一月、警察大学 (PTIK) により開催された累犯者に関するセミナーの席上、バンルディン・ロバ社会化総局長は、一九九〇年(末)における受刑者の収容人員は二万九、一一一人であり、一九八九年以降、受刑者、特に再入受刑者の大幅な増加がみられることを指摘してゐる。Empat Nagi Wanita Kabur dari LP Pekanbaru, Kompas, Jan. 19, 1992.
- (21) Biro Pusat Statistik, STATISTIK KRIMINIL 1979, at 206-207 (1980).
- (22) タイの刑事施設における平均収容人員は、一九八九年で八万一、六八五人、九〇年で八万三、九八七人とされている。DEPARTMENT OF CORRECTIONS, MINISTRY OF INTERIOR, ANNUAL REPORT 48 (1991). また、クロン・ブレイム中央刑務所と並ぶ最大規模の施設であるマン・クワン中央刑務所では、収容定員四、〇〇〇人に対し、一九九一年一月現在、約五、五〇〇人

- が収容されており、これも数年前までは七、〇〇〇人近くを収容していたとのことである(当施設での説明による)。タイにおける過剰拘禁の問題については、キャティスクディ・ボンチャイヌワン(西川正和訳)「アジア諸国の犯罪動向と犯罪者の処遇(一五) 過剰収容の解決—タイの経験—」罪と罰一七巻三号(一九八〇)一九—二二頁、長谷川永「タイ国の行刑」刑政九二巻二一—二九頁、ダビー・チャーサップ(萩原恵三訳)「タイの刑事法における革新」犯罪と非行五四号(一九八二)二五五—二七三頁、犬塚石夫「タイの矯正事情」刑政一〇二巻二号(一九九〇)二四—三一頁参照。また、マレーシアにおいても、一九九一年一月の段階で、全国に約二万五、〇〇〇人の収容者があり、最大規模の施設であるカジャン刑務所では、定員二、五〇〇人のところ、現在五、〇〇〇人近くが収容されており、二〇〇%の収容率となっている外、クアランプール市内のブドゥッ刑務所にあつては、定員八〇〇人に対し約三、〇〇〇人が収容されているとのことである(マレーシア内務省矯正局での説明による)。マレーシアの過剰拘禁について紹介した日本側の資料として、スレイマン・ビン・ハジ・サニ(萩原恵三訳)「マレーシアの行刑と刑事司法」犯罪と非行五四号(一九八二)二四二—二五四頁、柿沢正夫「インドネシア・マレーシアにおける刑事政策」シヨリスト八六〇号(一九八六)一一〇—一一四頁。
- (23) DEPARTEMEN KEHAKIMAN, *supra* note 15, at 32.
- (24) DIREKTORAT JENDERAL PEMASYARAKATAN, DEPARTEMEN KEHAKIMAN, MANUAL PEMASYARAKATAN—PERUNTUK PELAKSANAAN PEMBINAAN NARAPIDANA DALAM LEMBAGA PEMASYARAKATAN 8 (1981).
- (25) DEPARTEMEN KEHAKIMAN, *supra* note 15, at 39-41.
- (26) Kepmenkeh. No. M. 03-PRK. 04. 02 Tahun 1991 tentang Cuti Mengunjungi Keluarga bagi Narapidana.
- (27) *Kebutuhan Biologis Salah Satu Sabab Napi Kabur dari LP*, Berita Yudha, Feb. 3, 1989.
- (28) 糞嚙の経緯とその防止 Ulama dan Pakar Hukum Berbicara: Hubungan Seks di LP Akan Timbulkan Banyak Eksees. Merdeka, Nov. 28, 1990, *Baharuddin Lopy: Seluju Pemenuhan Kebutuhan Biologis Napi*, Suara Pembinaan, Dec. 26, 1990.
- Pemenuhan Kebutuhan Biologis Napi: Jangan Timbulkan Eksees Yang Tak Dinginkan*, Kompas, Apr. 8, 1991, *Pemenuhan Kebutuhan Biologis Napi: Harus Ekstra Hati-hati dalam Pelaksanaan*, Kompas, Apr. 10, 1991, *Juklak Pemenuhan Kebutuhan Biologis Napi*, Suara Karya, Aug. 7, 1991, *Langgar 'Kunjungan Keluarga', Napi Akan Mendapat Sanksi Berat*, Kompas, Aug. 9, 1991, *Cuti Buat Narapidana Bukan untuk Kebutuhan Biologis*, Suara Karya, Sep. 2, 1991, *Pemenuhan Seks Napi Pertama, Tapi Jangan Dسالahgunakan*, Kompas, Oct. 1, 1991, J. E. Sahetapy. *Seks dan Narapidana*, Suara Pembinaan, Oct. 9, 1991.

- (82) Permenkeh. No. M. 01-PK. 04. 10 Tahun 1989 tentang Asimiliasi, Pembebasan Bersyarat dan Cuti Menjelang Bebas.
- (83) スラバヤ(東ジャバ州)カリニンマン社会化施設の例による。労働法は、糖製品を製造する民間企業への協力による回化処遇を実施しようとする。SUMIYANTO, LAPORAN HASIL PENELITIAN TENTANG BEBERAPA KENDALA PELAKSANAAN PIDANA PENJARA DENGAN SISTEM PEMASYARAKATAN PADA LEMBAGA PEMASYARAKATAN 26 (1988).
- (84) 回事件及びその後の経過については、*Seorang Napi, Empat Kali Merampas Setelah Dapat Izin Keluar LP*, *Pelita* Jan. 27, 1989, *Napi Dikaryakan Satu Bentuk Proses Asimiliasi di Masyarakat*, *Berita Buana*, Jan. 27, 1989, *Ditentukan. Pelaksanaan Asimiliasi bagi Napi di Seluruh Indonesia*, *Suara Karya* Feb. 2, 1989, *Widi Yarmanto & Muchsin Lubis. Karena Gondes, Rusak Napi Sepenjaru*, 18(50) *Tempo* 82 (1989), *Happy Sulistyadi. Muchsin Lubis, Moebane Moera Soemadaja & Iwan E. Siregar, Memangkas Hak Narapidana*, 19(10) *Tempo* 73 (1989).
- (85) Permenkeh. No. M. 01-PK. 04. 10 Tahun 1991 tentang Penyempurnaan Peraturan Menteri Kehakiman No. M. 01-PK. 04. 10 Tahun 1989 tentang Asimiliasi, Pembebasan Bersyarat dan Cuti Menjelang Bebas. *Ketentuan tentang Asimiliasi dan Pelepasan Bersyarat Napi*, Kompas, Mar. 23, 1991.
- (86) ALVI SYAHRI, PELAKSANAAN PROGRAM ASIMILIASI TERHADAP NARAPIDANA DALAM MEMBERSIAPKAN DIRINYA KEMBALI KEMASYARAKATAN 29-33 (1990). 回化処遇に関する研究は殆ど見当たらず、その意味で本調査は重要である。
- (87) DIREKTORAT JENDERAL BINA TUNA WARGA, DEPARTEMEN KEHAKIMAN & FAKULTAS HUKUM, UNIVERSITAS PADJADJARAN PROGRESS-REPORT PROYEK PENYEMPURNAAN PELAKSANAAN SISTEM PEMASYARAKATAN II, at 107-108 (1977) [hereinafter cited as DEPARTEMEN KEHAKIMAN & UNIVERSITAS PADJADJARAN].
- (88) SOEMA & ROKLI, *supra* note 2, at 5-8, 14.
- (89) DEPARTEMEN KEHAKIMAN & UNIVERSITAS PADJADJARAN, *supra* note 34, at 92. 尚、一九七四年の婚姻法 (U. U. No. 1 Tahun 1974) 及びその施行規則を定めた政令 (P. P. No. 9 Tahun 1975) にある「配偶者に対する五年以上の刑の確定が離婚原因の一つとならば、(政令一九条の号) イニヨム法に基づいた離婚をしようとする」*See, e.g.,* Achmad Iohsan, *HUKUM PERKAWINAN BAGI YANG BERAGAMA ISLAM—Suatu Tinjauan dan Ulasan Secara Sosiologi Hukum* 48-61 (1986).
- (90) ROKLI ATMASASMITA, AMAN SEMERING M., MUDADI, AMBIYAWATI & ETTY UTJU R., LAPORAN AKHIR PELAKSANAAN PROYEK PENYANTUNAN TERPIDANA DI LPPDM SUKAMISTIN-BANDUNG 34-47 (1985).
- (91) DEPARTEMEN KEHAKIMAN & UNIVERSITAS PADJADJARAN, *supra* note 34, at 93-94, PURNIANTI MANGUNSONG, SYARIFUDDIN

- Agus, Moh. KEMAL DERWAWAN, H. ENNY NURILLAH, Sri MULYANI, HERDWIYATMI, MAMAN SHERMAN & SURARDI, LAPORAN PENELITIAN—ASPEK-ASPEK HUKUM YANG MEMPENGARUHI PENERIMAAN BEKAS NARA PIDANA DALAM MASYARAKAT 73-90 (1988) [hereinafter cited as PURNANTI].
- (83) *Pembinaan Napi Tak Sesuai Bakat dan Keterampilannya*, Pelita, Apr. 4, 1992.
- (84) Baharuddin Lopa, *Pembinaan Manusiawi Narapidana*, Suara Pembaruan, Apr. 9, 1992.
- (14) DEPARTEMEN KEHAKIMAN & UNIVERSITAS PADJADJARAN, *supra* note 34, at 114, DIREKTORAT JENDERAL PEMASYARAKATAN, DEPARTEMEN KEHAKIMAN, *supra* note 24, at 37.
- (43) See REDAKSI SINAR GARUDA ed., PERATURAN UPAH MINIMUM DI 27 PROPINSI INDONESIA PADA PERUSAHAAN SWASTA (1991).
- (43) *Urah Napi Yang Bekerja di Tambak dan Kebun Singkong Diabakaskan*, Suara Karya, Jul. 30, 1988. 又、南スマタヒ州ウジロン・バンタンの社会化施設の藤家具製造作業で働く者、平均二〇〇〇ルピアの日給が支払われており、中には日給が五〇〇〇ルピア(三三三三円)に達する受刑者もいるという。一九九二年十月二〇日から二日間を渡って開催された第一回国矯正会議(ナール＝開発途上のインドネシア社会における受刑者の社会化)におけるナスマタヒン所長の報告によらる。Hasanuddin, *Terpidana Sebagai Sumber Daya Manusia dalam Pembangunan* (paper presented at 'Seminar Nasional Pemasyarakatan Terpidana I' by Universitas Indonesia, 1992).
- (44) 特赦及び公訴の免除に関する定むた法律 (U. U. No. 11 Dtt. Tahun 1954 [L.N. 1954-146]) の規定によらる(二条)。特赦及び公訴免除の適用の例として、P. A. F. LAMINTANG, *supra* note 9, at 271-274.
- (45) Keppres. No. 5 Tahun 1987 tentang Pengurangan Masa Menjalani Pidana (Remisi), Kepmenkeh. No. M. 01-HN. 02. 01 Tahun 1987 tentang Pelaksanaan Keputusan Presiden No. 5 Tahun 1987 tentang Remisi.
- (46) この無期刑から有期刑への減刑に関する一九五〇年の恩赦法 (U. U. No. 3 Tahun 1950) を根拠として、一九八八年の刑法大臣決定 (Kepmenkeh. No. M. 03-HN. 02. 01 Tahun 1988 tentang Tatacara Permohonan Perubahan Pidana Penjara Semur Hidup Menjadi Pidana Penjara Sementara Berdasarkan Keputusan Presiden Republik Indonesia No. 5 Tahun 1987 tentang Pengurangan Masa Menjalani Pidana[remisi]) による手続に関する規定によらる。
- (47) Kepmenkeh. No. M. 04-HN. 02. 01 Tahun 1988 tentang Tambahan Remisi bagi Narapidana Yang Menjadi Donor Organ Tubuh dan Donor Darah.

- (84) Hudioto, *Donor Organ Tubuh Manusia Ditinjau dari Sistem Pemasyarakatan*, 13 *Varia Peradilan* 152 (1986). Azhar Ahmad, *Aspek Hukum Donor Organ Tubuh Manusia Dibandingkan dengan Remisi bagi Narapidana*, 17 *HUKUM DAN PEMBANGUNAN* 12 (1987).
- (85) Bimo Pusar STATISTIK, *STATISTIK KRIMINIL—SUMBER DATA LEMBAGA PEMASYARAKATAN 1984*, at 19 (1985), 1985, at 20 (1986), 1986, at 20 (1987), 1987, at 20 (1988).
- (86) 15, 959 *Narapidana Mem peroleh Remisi*, *Suara Karya*, Aug. 19, 1991, 16, 325 *Napi di Indonesia Dapat Remisi*, *Bisnis Indonesia*, Aug. 18, 1992.
- (87) Hudioto, *supra* note 48, at 154-155.
- (88) Noersjamsoe Yustham, *The System of Child/Juvenile Court in Indonesia* (paper presented at 2nd International Conference on Crime by Indonesian Society of Criminology, 1993). Cf. Martina Notowidagdo, *Hukum Acara bagi Peradilan Anak*, in: *LOKAKARYA TENTANG PERADILAN ANAK* 32, 33 (Badan Pembinaan Hukum Nasional ed. 1979).
- (89) U. U. No. 4 Tahun 1979 [L.N. 1979-32] § 1 (2).
- (90) 一九七四年の婚姻法によれば、婚姻適齢は男が満一九歳、女が満一六歳と定められているが(七条一項)、『イスラト法』は、こうした年齢による婚姻の制限はない。ACHMAD ICHSAN, *supra* note 36, at 42.
- (91) 少年審判制度は、当初、法執行機関の間の非公式な合意に基づいての過ぎなかつたため、一九七四年、これらの事項を確認した通達がジャカルタ高等裁判所長により出され(S. E. Ketua Pengadilan Tinggi Jakarta 15 Juli 1974 tentang Pokok-pokok Pelaksanaan Sidang Perkara Anak di Pengadilan Negeri dalam Daerah Hukum Pengadilan Tinggi Jakarta) 更に、一九八三年に出された公判及び公判廷の規律に関する司法大臣規則 (Permenkeh. No. M. 06-UM. 01.06 Tahun 1983 tentang Tata-Tertib Persidangan dan Ruang Sidang) も、少年審判は原則として単独制によること、審判は非公開であるが、判決の言い渡しは公開の審判廷で行うことなど、少年審判に関する新たな規定を設けている。Martina Notowidagdo, *supra* note 52, at 138-141. Suwanti Siswurahardjo, *Hak-hak Anak dalam Proses Peradilan Pidana*, in: *Hukum dan Hak-hak Anak* 25, 38-39, 44 (Mulyana W. Kusumah ed. 1986). Martina Notowidagdo, *Peradilan Anak*, 33 *VARIA PERADILAN* 110, 110-116 (1988).
- (92) 少年の場合、主刑の長期又は多額は、これを三分の一減じたものとし(刑法四七条二項)、死刑又は無期の重懲役が法定されている重罪の場合は、一五年以下の重懲役をもって処断することとされている(同二項)。

- (57) 一九八八年一二月には、中部ジャワのポルトラルト地方裁判所において、六歳の女子少年が詐欺罪により三月の重懲役の実刑を受けたことが報じられてゐる。Happy Sulistyadi, Karri Llyas & Slamet Subagyo, *Kisah Arum, Terpidana Terwujud di Dunia?*, 18(45) Tempo 38 (1989), *Prof. Muladi: Bikin Malu, Anak 5 Tahun Dipidana*, Suara Pembaruan, Oct. 23, 1991. また、一六歳未満の少年に対する刑の言渡しは、量刑が刑法第四七条の定める限度内である限り適法であるとの最高裁判所の判決 (Putusan Mahkamah Agung tgl. 25-2-1958 No. 324 K/Kr./1957, Putusan Mahkamah Agung tgl. 1-12-1982 No. 520 K/Pid/1982) によつてゐる。See HIMPUNAN KEPUTUSAN-KEPUTUSAN DARI MAHKAMAH AGUNG DILUAI II—MENGENAL HUKUM PIDANA 128-130 (L. Suryadarmawan ed. 1967), YURISPRUDENSI INDONESIA 1982-II, at 1-23 (Mahkamah Agung RI ed.)
- (58) Biro Pusat Statistik, *Statistik Kriminil—Sumber Data Pengadilan Negeri 1987*, at 30 (1988).
- (59) Biro Pusat Statistik, *supra* note 19, at 16.
- (60) 保護少年に対する仮退院及び釈放前帰休制度に関する以下の記述については、タンタラン男子少年社会化施設発行の冊子 CORRECTIONAL INSTITUTION FOR BOYS TANGERANG 及び、現在、同施設の所長であるマンズ・マン・マン氏のインタビューによつて得られた。
- (61) *Pembinaan Napi di LP (II-Hitis): Mereka Mempersalkan Status*, Angkatan Bersenjata, Jan. 14, 1992.
- (62) Soema & Romli, *supra* note 2, at 30.
- (63) AHMAD ARIF, MEMORI—PENYERAHAN JABATAN DIREKTUR JENDERAL PEMASYARAKATAN DEPARTEMEN KEHAKIMAN PADA TANGGAL 28 FEBRUARI 1985, at 23 (1985). なお、本文の外国人受刑者の比率は、特に断わらないう限り、本資料に基づいて算出された。
- (64) Anak Agung Gede Yudha Wijaya, *Sistem Pembinaan Nara Pidana Warga Negara Asing di Lembaga Pemasarakatan Denpasar*, 49 KERTHA PATRIKA 66, 69 (1989).
- (65) DEPARTMENT OF TOURISM, POSTS AND TELECOMMUNICATIONS, STATISTICAL REPORT ON VISITOR ARRIVALS TO INDONESIA 1990 (1991).
- (66) I MADE WIDYANA, I KETUT RAI SETIABUDI, I MADE TAJTRA YASA, I KETUT KENENG & NYOMAN SUWASTI, KEJAHATAN NARKOTIKA—SEBUAH STUDI TERHADAP KEJAHATAN NARKOTIKA YANG DIUKURAN OLEH WISATAWAN ASING DI LINGKUNGAN WILAYAH HUKUM PENGADILAN NEGERI DENPASAR (1988).

- (67) DEPARTEMEN KEHAKIMAN, *supra* note 15, at 32, 49.
- (68) Anak Agung Gede Yadnya Wijaya, *supra* note 64, at 68.
- (69) Napi LP Kalisosok dan Lowokwaru Dipertisa Tim Serosurwai AIDS, Kompas, Dec. 26, 1991, 4 Napi, Warga Negara Asing Diawasi Serius, Suara Karya, Feb. 10, 1992, LIPP Carries out AIDS Research on Inmates, The Jakarta Post, Jun. 15, 1992, at 2.
- (70) DEPARTMENT OF CORRECTIONS, MINISTRY OF INTERIOR, *supra* note 22, at 48-49. 大塚・前掲注(68)二七一-二八頁。
- (71) *Bangunan LP Rapuh Napi Lari*, Harian Terbit, Apr. 7, 1989.
- (72) AHMAD ARIF, *supra* note 63, at 28.
- (73) *Mengurangi Jumlah Pelarian Narapidana*, Berita Buana, Feb. 9, 1989. 1989年2月9日東京・朝日新聞「矯正施設に脱走者減少」。
- (74) PURNANTI, *supra* note 38, at 39-40, 79.
- (75) Keputusan Bersama Menteri Kehakiman, Menteri Tenaga Kerja dan Menteri Sosial No. M. 01-PK. 03. 01. Tahun 1984 No. KEP. 354/MEN./84 No. 63/Huk/X/1984 tentang Kerja Sama dalam Penyelenggaraan Program Latihan Kerja bagi Narapidana serta Rehabilitasi Sosial dan Resosialisasi Bekas Narapidana dan Anak Negara.
- (76) Komariah Ehmong, *Masalah Peraturan*, in: LOKAKARYA EVALUASI SISTEM PEMASTAARAKATAN 151 (Badan Pembinaan Hukum Nasional ed. 1976). 検定委員会による矯正施設法のシンポジウム「LEMBAGA PENELITIAN HUKUM DAN KRIMINOLOGI, FAKULTAS HUKUM, UNIVERSITAS PADJADJARAN ed., DAFTAR NOMOR-NOMOR SURAT KEPUTUSAN/SURAT EDARAN/INSTRUKSI DALAM LINGKUNGAN DIREKTORAT JENDERAL BINA TUNA WARGA DEPARTEMEN KEHAKIMAN (1975) 24-49」。
- (77) *Penjelasan Sekretariat Negara Mengenai 'Nasib' Sejumlah RUU*, Kompas, Mar. 10, 1992.